

定 款

一般社団法人
長野県産業環境保全協会

一般社団法人 長野県産業環境保全協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長野県産業環境保全協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、長野県の総合的な産業環境保全対策事業の推進を図り、もって県民生活環境の保全及び改善並びに産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業環境の保全に関する指導及び相談
 - (2) 産業環境の保全に関する検査、試験及び分析
 - (3) 産業環境の保全に関する講習会及び研修会の実施
 - (4) 産業環境の保全に関する調査並びに資料の収集及び提供
 - (5) 産業環境の保全に関する関係行政機関の施策に対する協力及び受託事業
 - (6) 環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証・登録の地域事務局事業
 - (7) その他本会の目的を達成するため必要な事業
- 2 前項の事業は、長野県において行うものとする。

第3章 会員

(本会の構成員)

第5条 本会は、以下の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した長野県内に事業所を有する企業又は商工団体
 - (2) 賛助会員 本会の事業に賛同して入会した個人又は団体
 - (3) 名誉会員 本会に対して功労があった者又は学識経験者で、会長に推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を納入しなければならない。

- 2 会費の支払方法については、総会において定めるところによる。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、本会は、その会員に対し、当該総会の日1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 会費を納入せず、督促後もなお2年以上納入しないとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事会において総会に付議した事項
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する者は、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに会員に通知して行うものとする。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。ただし、議決権行使書面による議決権の行使の結果、総会の開催前に、複数の役員の選任議案の全てについて過半数の賛成がそれぞれ得られているような場合であって、総会において、議長が複数の役員の選任議案を候補者全員一括で決議することを出席している議場の会員に諮り、それに異議が出ない等のときは、役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

(総会における書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、その会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその総会において選任された2名以上の議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員、技術専門委員、顧問、相談役及び参与

(役員を設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、正会員（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）の中から総会の決議によって選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、常務を処理する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任及び退任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 理事及び監事は、会員の資格を失ったときは退任するものとする。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除)

第28条 本会は、法人法第114条の規定に従い、同法第111条第1項に規定する理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償に関して、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(技術専門委員)

第29条 本会に、技術専門委員を置く。

- 2 技術専門委員は、10人以上15人以内で構成し、技術専門委員会を組織する。
- 3 技術専門委員は、環境改善に関する学識経験者の中から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 4 技術専門委員のうち1名を委員長、1名を副委員長とする。
- 5 技術専門委員会は、随時本会の目的に沿った事業の遂行に当たるとともに、参考意見等を述べるものとする。
- 6 前項に定めるほか、技術専門委員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(顧問、相談役及び参与)

第30条 本会に、顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会の承認により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、特定の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 4 相談役は、本会の運営及び事業活動について、会長の相談に応ずる。
- 5 参与は、本会の事業方針及び会計方針について、会長に助言する。
- 6 顧問、相談役及び参与の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 総会に付議すべき議案の審議
- (5) 諸規程の制定及び改廃
- (6) 前各号に掲げるもののほか、総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、

開催日の1週間前までに理事及び監事に通知して行うものとする。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、直近の通常総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。この場合において、当該収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号、第2号及び第6号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第40条 本会が資金の借入れをしようとするときは、返済期間が1年以内のものを除き、理事会の決議を得なければならない。

(剰余金の分配)

第41条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第46条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置き、会長が任免する。ただし、事務局長は、

理事会の決議を得て会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 雑 則

(委 任)

第47条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は、登内英雄とする。

附 則

- 1 この定款は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成26年5月27日一部改正
- 3 平成28年5月25日一部改正